犯罪被害者等は我々の隣人である。そして、社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、政府、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、より一層、相互に連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図っていかなければならない。

そして、このような取組がより実効性を持つためには、国民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要であり、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進と配慮・協力を一層促していく必要がある。

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）が平成28年４月１日から施行されることに伴い、これまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会（警察庁）に移管されることとなる。犯罪被害者等施策の推進は、政府を挙げて取り組んできた重要政策であり、今後は、現場に近いところで犯罪被害者等と密接に関わり各種施策を行っている、国家公安委員会（警察庁）に業務を移管することで、よりきめ細やかな取組を図ることができるといえる。引き続き、関係府省庁の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策を強力に推進していく。

今般、第２次基本計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第３次犯罪被害者等基本計画（以下「第３次基本計画」という。）を策定することとする。

Ⅰ　第３次基本計画の策定方針及び計画期間

１　第３次基本計画の策定方針

第３次基本計画の策定に当たっては、郵送やインターネットを通じて、犯罪被害者等やその支援に携わる者を始め広く国民一般から第２次基本計画の見直しに関する要望意見を募集するとともに、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から個別に要望意見を聴取した。その結果、70名・56団体から約350項目の要望意見が寄せられた。そして、その一つ一つを５つの重点課題等に振り分けるとともに、第３次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第３次基本計画に盛り込むべき事項について議論を重ねた。

また、第２次基本計画に盛り込まれている施策については、その充実を図るなどし、引き続き、第３次基本計画に盛り込むべきか否かの観点から検討した。

なお、第３次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。

２　計画期間

第３次基本計画に示された施策については、一定の期間で区切ることにより、施策の進捗状況を含め、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保する必要があることから、計画期間を平成28年４月１日から平成32年度末までの５か年とする。

Ⅱ　基本方針

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、第３次基本計画においても、第１次基本計画及び第２次基本計画と同様、基本法に定める基本理念等を踏まえ、以下の４つの基本方針を設定することとする。

〔４つの基本方針〕

①　尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第３条第１項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなければならない。

②　個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第３条第２項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。

そして、性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったことなどにより、その心身に悪影響を受けるおそれがある子供等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならない。

③　途切れることなく行われること

基本法第３条第３項は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきである。そのためには、中長期的な視点を持って、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等も十分に活用しつつ、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点が必要である。そして、施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

④　国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第６条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。

Ⅲ　重点課題

第１次基本計画では、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を踏まえて、大局的な課題として、５つの重点課題を指摘し、これは、第２次基本計画においても維持された。

第３次基本計画の策定に当たっても、国民一般や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から要望意見を聴取するなどしたが、その整理や第３次基本計画に盛り込むべき事項の検討の過程において、第１次基本計画及び第２次基本計画と同様の５つの重点課題が確認された。

したがって、第３次基本計画においても、以下の５つの重点課題を掲げることとする。

なお、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁の横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要がある。